

「大学・専門校等卒業後の在留資格の切り替えのルールと手続き」

資料 1 : 在留資格一覧表

資料 2 : 平成 26 年における留学生の日本企業等への就職状況について

資料 3 : 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

資料 4 : 就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について (Q & A)

資料 5 : 高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度

在留資格一覧表

別表第一「活動資格」
一の表(就労資格)

※ 平成27年4月現在

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表(就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動(2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)	ポイント制による高度人材	1号は5年、2号は無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月

在留資格一覧表

技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。) ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)

三の表(非就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表(非就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の高等部、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者(技能実習を除く。) 又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

在留資格一覧表

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

別表第二「居住資格」(在留活動の制限なし)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

【広報資料】

平成26年における留学生の日本企業等への就職状況について

平成 26 年における留学生の日本企業等への就職状況について

1 概要（表 1，表 2，表 4，図 1）

平成 26 年において、「留学」の在留資格を有する外国人（以下「留学生」という。）が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は 14,170 人（注）で、このうち 12,958 人が許可されており、前年の処分数である 12,793 人より 1,377 人（10.8%）、前年の許可数である 11,647 人より 1,311 人（11.3%）増加している。

（注）平成 24 年までは、在留資格「留学」から就労資格への変更申請に係る処分数を対象にしていたが、平成 25 年以降は「留学」に加えて「特定活動（継続就職活動中の者，就職内定者等）」の在留資格から就労資格への変更申請に係る処分数も対象にした。

なお、在留資格変更許可申請に対して処分した数は延べ人数である。

平成 26 年における許可状況を主な国籍・地域別内訳で見ると

- | | | |
|--------|---------|----------------------|
| ① 中 国 | 8,347 人 | （前年比 710 人， 9.3% 増） |
| ② 韓 国 | 1,234 人 | （前年比 7 人， 0.6% 増） |
| ③ ベトナム | 611 人 | （前年比 187 人， 44.1% 増） |
| ④ 台 湾 | 514 人 | （前年比 154 人， 42.8% 増） |
| ⑤ ネパール | 278 人 | （前年比 15 人， 5.1% 減） |

となっている。

2 在留資格別等内訳

留学生から我が国の企業等への就職を目的として在留資格の変更が許可された12,958人について、その在留資格別、国籍・地域別等の内訳は次のとおりである。

(1) 在留資格 (表3, 図2)

「人文知識・国際業務」が8,758人(67.6%)、「技術」が2,748人(21.2%)となっており、これら2つの在留資格で全体の88.8%を占めている。

(2) 国籍・地域 (表2, 表4, 図3, 図4)

主な国籍・地域としては、中国(香港及びマカオを除く。)が8,347人(64.4%)と最も多く、次いで韓国、ベトナム、台湾、ネパールの順となっており、アジア諸国で12,173人と全体の93.9%を占めている。

(3) 就職先の業種 (表5, 表6, 図5)

非製造業が10,239人(79.0%)、製造業が2,719人(21.0%)であり、非製造業は前年比1,226人増(13.6%)、製造業は前年比85人増(3.2%)となっている。

なお、非製造業では、商業・貿易分野、コンピュータ関連分野及び教育分野がそれぞれ2,926人(22.6%)、1,288人(9.9%)、1,181人(9.1%)と上位を占めており、製造業では、電機分野、機械分野及び食品分野がそれぞれ511人(3.9%)、387人(3.0%)、367人(2.8%)と上位を占めている。

(4) 就職先での職務内容 (表7-1, 7-2, 図6)

翻訳・通訳が3,190人(24.6%)で最も多く、次いで、販

売・営業3,122人(24.1%),情報処理1,038人(8.0%)の順となっており,これらの3種の職務内容に従事する者は7,350人で全体の56.7%を占めている。

(5) 月額報酬(表8,図7)

月額報酬20万円以上25万円未満が6,230人(48.1%)と最も多く,次いで20万円未満4,162人(32.1%),25万円以上30万円未満1,347人(10.4%)の順となっている。

(6) 就職先企業等の資本金(表9,図8)

資本金10億円超の企業等に就職した者が2,437人(18.8%)と最も多いが,資本金5,000万円以下の企業等に就職した者が6,995人(54.0%)と過半数を占めている。

(7) 就職先企業等の従業員数(表6,図9,図10)

従業員数50人未満の企業等に就職した者が5,267人(40.6%)と最も多く,これを含め300人未満の企業等に就職した者が7,867人と全体の60.7%を占めている。

(8) 最終学歴(表10,図11,図12)

大学を卒業した者が5,872人(45.3%)と最も多く,次いで大学院において修士号又は博士号を授与された者が4,483人(34.6%)の順となっており,両者で全体の79.9%を占めている。また,専修学校を卒業した者の数は2,130人(16.4%)であった。

(9) 就職先企業等の所在地(表11,図13)

東京都に所在する企業等に就職した者が6,140人(47.4%)と最も多く、次いで大阪府1,354人(10.4%)、神奈川県854人(6.6%)、以下愛知県、福岡県、埼玉県の順となっている。

(注) 統計数字の末尾で四捨五入したものは、その合計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

表 1 及び図 1 留学生からの就職目的の処分数等の推移

(単位 人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
処分数	4,254	5,820	6,788	9,034	11,410	11,789	10,230	8,467	9,143	11,698	12,793	14,170
許可数	3,778	5,264	5,878	8,272	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958
不許可数	476	556	910	762	1,148	749	646	636	557	729	1,146	1,212
許可率	88.8%	90.4%	86.6%	91.6%	89.9%	93.6%	93.7%	92.5%	93.9%	93.8%	91.0%	91.4%

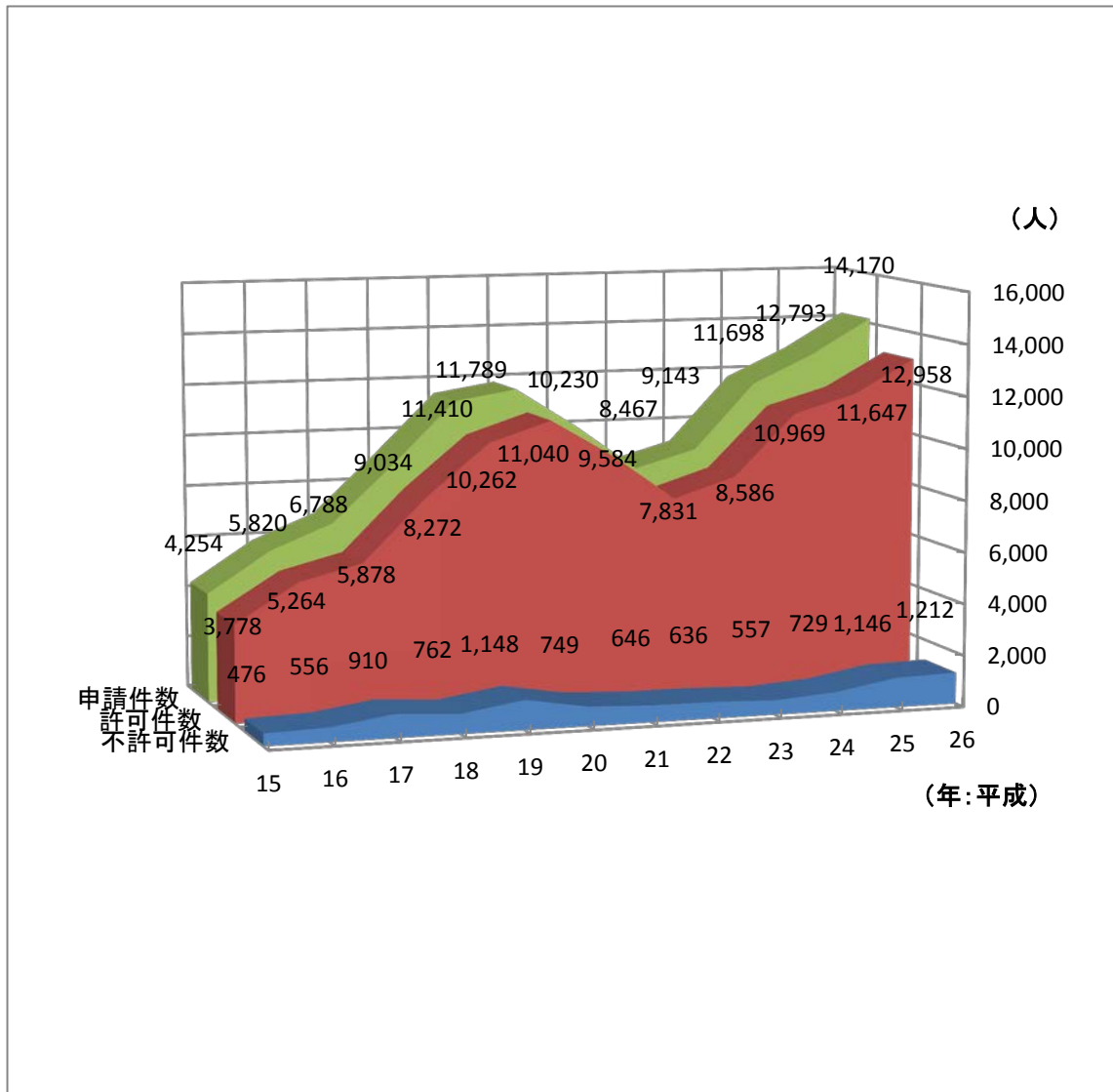


表2 国籍・地域別及び在留資格別許可人員

(単位 人)

地域	在留資格 国籍・出身地	人文知識・ 国際業務	技術	教授	投資・ 経営	研究	教育	宗教	医療	興行	公用	技能	芸術	その他	合計	全体に占める 割合(%)
アジア	中国	5,897	1,625	317	326	54	4	1	99			1	3	20	8,347	64.4%
	韓国	934	145	102	21	8	5	2	10	1			2	4	1,234	9.5%
	ベトナム	327	236	38	3	4			3						611	4.7%
	中国(台湾)	379	99	19	5	7	1		1	1				1	514	4.0%
	ネパール	180	82	6	7	1								2	278	2.1%
	タイ	98	45	14	3	6				1		3			171	1.3%
	マレーシア	49	99	9		2	1							1	161	1.2%
	ミャンマー	91	33	2	1	1				1					129	1.0%
	インドネシア	57	49	15		3									124	1.0%
	モンゴル	65	26	4	1	1							1		98	0.8%
	スリランカ	44	32	4	3	3	1								87	0.7%
	インド	22	32	17	3	6	2								82	0.6%
	バングラデシュ	26	23	17	1	1								1	69	0.5%
	フィリピン	39	11	9		1	4							1	65	0.5%
	中国(香港)	46	5												51	0.4%
	パキスタン	15	5	5	1	2									28	0.2%
	カンボジア	10	6	4						1		1			22	0.2%
	イラン	4	5	8									1		18	0.1%
	トルコ	8	4	3			1	1							17	0.1%
	シンガポール	12	3	1											16	0.1%
	ウズベキスタン	11		1				1							13	0.1%
	ラオス	3	9												12	0.1%
シリア	2	2												4	0.0%	
カザフスタン	1						1							2	0.0%	
イスラエル	1													1	0.0%	
サウジアラビア	1													1	0.0%	
その他	7	5	5	1										18	0.1%	
小計	8,329	2,581	600	376	101	21	7	113	2	4	2	6	31	12,173	93.9%	
ヨーロッパ	フランス	30	15	6	1	2						1		1	56	0.4%
	ロシア	38	8	4											50	0.4%
	イタリア	30	7	1		1						1			40	0.3%
	イギリス	21	5	6				1							33	0.3%
	スペイン	16	11	3				1			1				32	0.2%
	スウェーデン	8	10					1							19	0.1%
	ドイツ	11	6	1		1									19	0.1%
	ウクライナ	14	2	1											17	0.1%
	ルーマニア	9	3	2											14	0.1%
	ポーランド	3	3	2					1						9	0.1%
	スイス	5	2						1						9	0.1%
	ベルギー	4	2	1					1						8	0.1%
	ハンガリー	5	1	1											7	0.1%
	フィンランド	5		1											6	0.0%
	オーストリア	4													4	0.0%
	ブルガリア	3					1								4	0.0%
	デンマーク		3												3	0.0%
	アイルランド	2					1								3	0.0%
	オランダ		2				1								3	0.0%
	ノルウェー	2													2	0.0%
チェコ		1								1				2	0.0%	
ポルトガル	1	1												2	0.0%	
英国(香港)	2													2	0.0%	
その他	17	4	7											28	0.2%	
小計	230	86	36	1	7	6			1	1	2		2	372	2.9%	
北米	米国	102	20	13	4	2	22	1							164	1.3%
	カナダ	22	3	2		2			1						30	0.2%
	メキシコ	6	10	4		2									22	0.2%
	その他		1	4											5	0.0%
	小計	130	34	23	4	6	22	1	1						221	1.7%
南米	ブラジル	8	7	8		2				1					26	0.2%
	コロンビア	4	3	2			4								13	0.1%
	ペルー	5	5												10	0.1%
	ベネズエラ	6	1	1											8	0.1%
	アルゼンチン	2													2	0.0%
	チリ			1											1	0.0%
	その他			1											1	0.0%
小計	25	16	13		6					1				61	0.5%	
大洋州	オーストラリア	10	6	2	1		2								21	0.2%
	ニュージーランド	5		1										2	8	0.1%
	トンガ	2					1					1		2	6	0.0%
	その他	2													2	0.0%
小計	19	6	3	1		3					1		4	37	0.3%	
アフリカ	エジプト	4	1	8		2									15	0.1%
	ケニア	1	3	1			1							3	9	0.1%
	ナイジェリア	2	2	3	1		1								9	0.1%
	アルジェリア	3	4												7	0.1%
	モロッコ		3	1											4	0.0%
	エチオピア			3		1									4	0.0%
	チェンジア	1		1			1								3	0.0%
	ガーナ	1					1								2	0.0%
	南アフリカ			2											2	0.0%
その他	13	12	10		1	3								39	0.3%	
小計	25	25	29	1	4	7							3	94	0.7%	
合計	8,758	2,748	704	383	124	59	8	114	4	5	5	6	40	12,958	100.0%	

表3 変更許可後の在留資格別許可人員の推移

(単位 人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
人文知識・国際業務	6,677 69.7%	5,422 69.2%	6,006 70.0%	7,565 69.0%	7,962 68.4%	8,758 67.6%
技術	2,154 22.5%	1,390 17.7%	1,670 19.5%	2,227 20.3%	2,428 20.8%	2,748 21.2%
教授	444 4.6%	512 6.5%	419 4.9%	588 5.4%	634 5.4%	704 5.4%
投資・経営	128 1.3%	275 3.5%	291 3.4%	356 3.2%	321 2.8%	383 3.0%
研究	97 1.0%	93 1.2%	78 0.9%	119 1.1%	107 0.9%	124 1.0%
その他	84 0.9%	139 1.8%	122 1.4%	114 1.0%	195 1.7%	241 1.9%
合計	9,584 100.0%	7,831 100.0%	8,586 100.0%	10,969 100.0%	11,647 100.0%	12,958 100.0%

図2 変更許可後の在留資格構成比(平成26年)

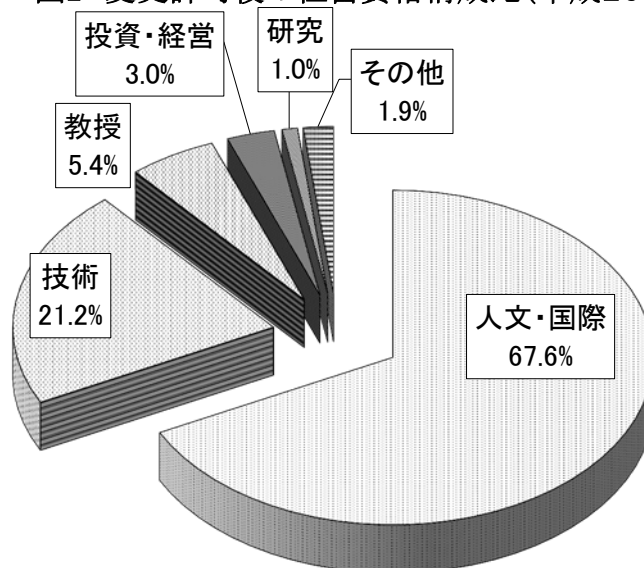


表4 国籍・地域別許可人員の推移

(単位 人)

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
中国	6,333	66.1%	4,874	62.2%	5,344	62.2%	7,032	64.1%	7,637	65.6%	8,347	64.4%
韓国	1,368	14.3%	1,205	15.4%	1,209	14.1%	1,417	12.9%	1,227	10.5%	1,234	9.5%
ベトナム	161	1.7%	167	2.1%	242	2.8%	302	2.8%	424	3.6%	611	4.7%
台湾	285	3.0%	279	3.6%	302	3.5%	352	3.2%	360	3.1%	514	4.0%
ネパール	173	1.8%	141	1.8%	149	1.7%	224	2.0%	293	2.5%	278	2.1%
タイ	101	1.1%	109	1.4%	109	1.3%	170	1.5%	167	1.4%	171	1.3%
米国	67	0.7%	87	1.1%	107	1.2%	130	1.2%	131	1.1%	164	1.3%
マレーシア	105	1.1%	65	0.8%	71	0.8%	116	1.1%	124	1.1%	161	1.2%
ミャンマー	94	1.0%	63	0.8%	89	1.0%	106	1.0%	122	1.0%	129	1.0%
インドネシア	97	1.0%	79	1.0%	84	1.0%	107	1.0%	111	1.0%	124	1.0%
その他	800	8.3%	762	9.7%	880	10.2%	1,013	9.2%	1,051	9.0%	1,225	9.5%
合計	9,584	100.0%	7,831	100.0%	8,586	100.0%	10,969	100.0%	11,647	100.0%	12,958	100.0%

図3 地域別許可人員の構成比（平成26年）

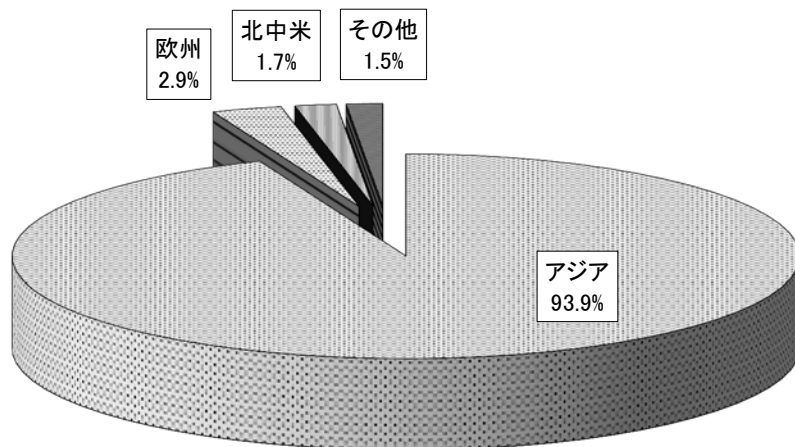


図4 許可人員上位5か国(地域)の占める割合(平成26年)

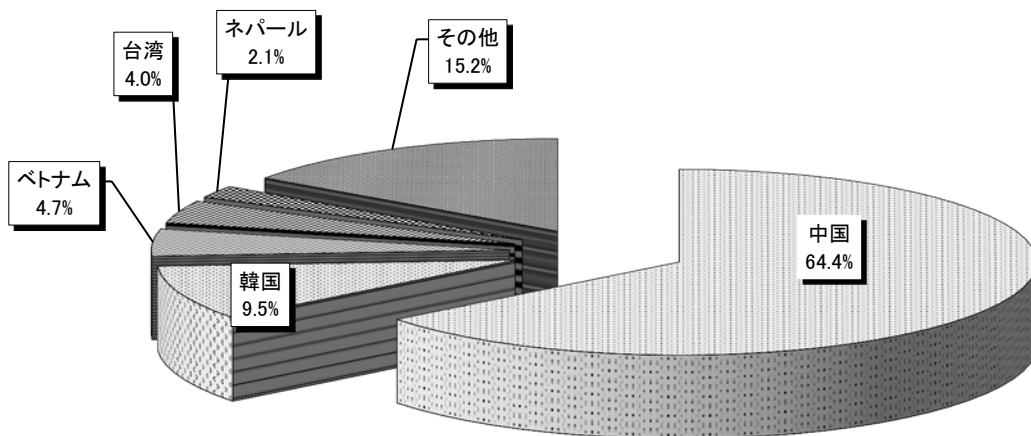


表5 業種別許可人員の推移

(単位 人)

年 業種	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	構成比
	電機	419	297	375	470	433	
機械	427	215	301	449	409	387	3.0%
食品	380	291	298	359	357	367	2.8%
運送機器(自動車等)	256	100	135	210	232	239	1.8%
化学	130	100	157	170	208	167	1.3%
繊維・衣料	186	130	116	151	122	142	1.1%
金属・鉄鋼	53	31	38	42	28	43	0.3%
その他製造業	637	574	693	853	845	863	6.7%
製造業小計	2,488	1,738	2,113	2,704	2,634	2,719	21.0%
商業・貿易	2,248	2,091	2,288	2,728	2,726	2,926	22.6%
コンピュータ関連	1,252	651	757	903	1,059	1,288	9.9%
教育	705	802	703	933	1,032	1,181	9.1%
飲食業	308	324	454	622	564	427	3.3%
土木・建設	255	173	170	210	292	366	2.8%
ホテル・旅館	248	178	200	211	240	321	2.5%
旅行業	183	201	188	223	215	289	2.2%
運輸	188	154	171	197	229	219	1.7%
金融保険	223	107	129	139	231	218	1.7%
医療	52	83	71	63	132	143	1.1%
その他	1,434	1,329	1,342	2,036	2,293	2,861	22.1%
非製造業小計	7,096	6,093	6,473	8,265	9,013	10,239	79.0%
合計	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958	100.0%

表6 業種別及び従業員別許可人員

(単位 人)

業種	従業員数							合計	
	1人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 299人	300人～ 999人	1,000人～ 1,999人	2,000人～	その他 (不詳を含む)		構成比
電 機	48	17	53	69	48	275	1	511	3.9%
機 械	111	42	84	52	12	85	1	387	3.0%
食 品	120	66	82	50	19	28	2	367	2.8%
運送機器(自動車等)	29	19	23	32	18	118	0	239	1.8%
化 学	16	5	26	39	25	56	0	167	1.3%
繊維・衣料	67	24	15	16	16	4	0	142	1.1%
金属・鉄鋼	21	3	5	4	3	7	0	43	0.3%
その他製造業	330	109	125	103	47	145	4	863	6.7%
製造業小計	742	285	413	365	188	718	8	2,719	21.0%
商業・貿易	1,789	162	218	167	83	336	171	2,926	22.6%
コンピュータ関連	524	149	194	124	117	150	30	1,288	9.9%
教 育	255	44	50	24	23	12	773	1,181	9.1%
飲 食 業	248	35	55	35	19	16	19	427	3.3%
土 木 ・ 建 設	175	28	34	26	54	47	2	366	2.8%
ホテル・旅館	67	36	80	88	21	23	6	321	2.5%
旅 行 業	177	17	26	33	0	31	5	289	2.2%
運 輸	76	20	38	40	14	30	1	219	1.7%
金 融 保 険	32	7	25	17	21	115	1	218	1.7%
医 療	8	0	26	67	20	17	5	143	1.1%
そ の 他	1,174	256	402	350	189	430	60	2,861	22.1%
非製造業小計	4,525	754	1,148	971	561	1,207	1,073	10,239	79.0%
合 計	5,267	1,039	1,561	1,336	749	1,925	1,081	12,958	100.0%

図5 業種別許可人員の推移

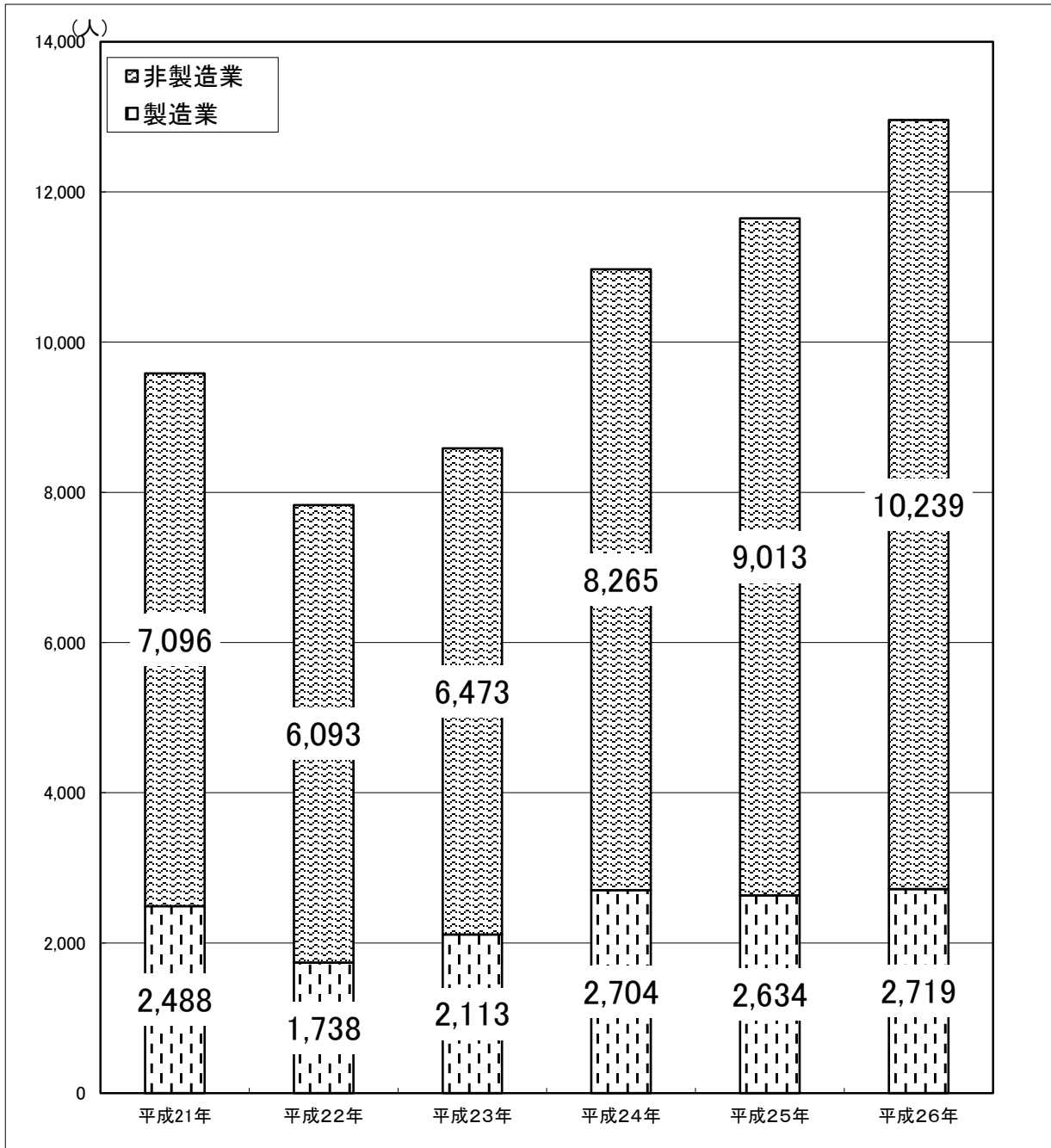


表 7 - 1 職務内容別許可人員（平成 2 6 年主要なもの）

（単位 人）

職務内容	許可人員	（構成比）	職務内容	許可人員	（構成比）
翻訳・通訳	3,190	24.6%	貿易業務	309	2.4%
販売・営業	3,122	24.1%	会計業務	240	1.9%
情報処理	1,038	8.0%	調査研究	189	1.5%
教育	950	7.3%	医療	114	0.9%
技術開発	615	4.7%	デザイン	107	0.8%
設計	602	4.6%	広報・宣伝	90	0.7%
経営・管理業務	568	4.4%	その他	1,309	10.1%
海外業務	515	4.0%	合計	12,958	100.0%

図 6 職務内容別構成比

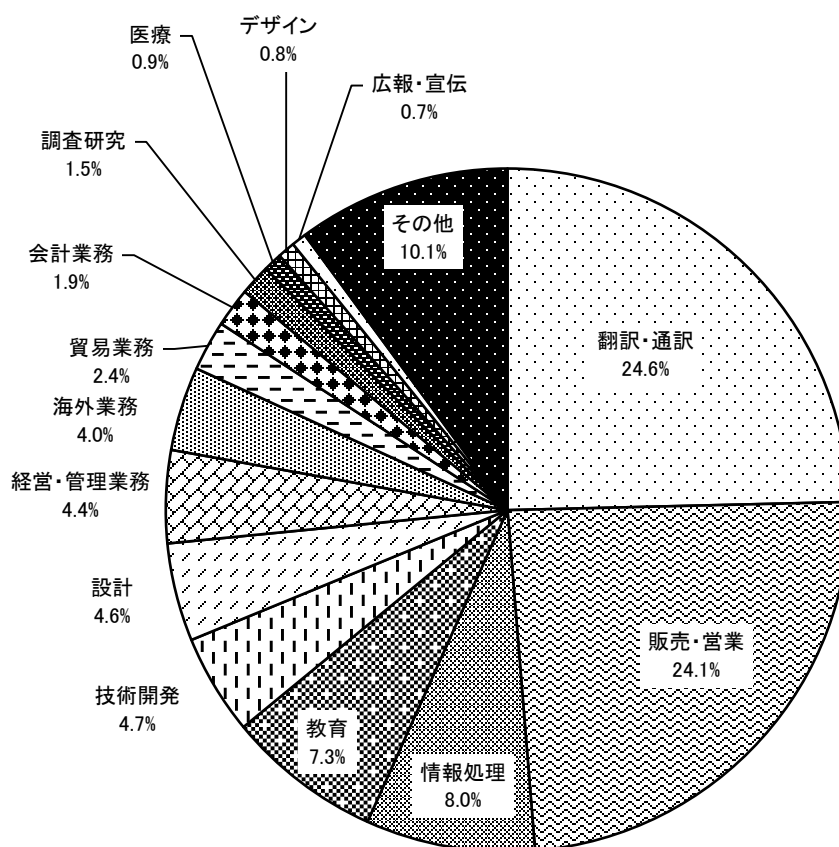


表7-2 職務内容の推移（主要なもの）

（単位 人）

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
翻訳・通訳	2,731	28.5%	3,247	41.5%	2,543	29.6%	2,928	26.7%	2,773	23.8%	3,190	24.6%
販売・営業	1,631	17.0%	704	9.0%	1,968	22.9%	2,529	23.1%	2,743	23.6%	3,122	24.1%
情報処理	1,010	10.5%	605	7.7%	591	6.9%	807	7.4%	949	8.1%	1,038	8.0%
教育	571	6.0%	264	3.4%	573	6.7%	789	7.2%	854	7.3%	950	7.3%
技術開発	458	4.8%	332	4.2%	396	4.6%	508	4.6%	543	4.7%	615	4.7%
設計	473	4.9%	223	2.8%	294	3.4%	452	4.1%	474	4.1%	602	4.6%
経営・管理業務	204	2.1%	275	3.5%	389	4.5%	453	4.1%	489	4.2%	568	4.4%
海外業務	576	6.0%	331	4.2%	462	5.4%	539	4.9%	604	5.2%	515	4.0%
貿易業務	353	3.7%	242	3.1%	212	2.5%	267	2.4%	317	2.7%	309	2.4%
会計業務	140	1.5%	112	1.4%	151	1.8%	227	2.1%	260	2.2%	240	1.9%
その他	1,437	15.0%	1,496	19.1%	1,007	11.7%	1,470	13.4%	1,641	14.1%	1,809	14.0%
合計	9,584	100.0%	7,831	100.0%	8,586	100.0%	10,969	100.0%	11,647	100.0%	12,958	100.0%

表 8 及び図 7 月額報酬別許可人員の推移

(単位 人)

月額報酬	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
20万円未満	2,697 28.1%	2,534 32.4%	2,641 30.8%	3,596 32.8%	3,926 33.7%	4,162 32.1%
25万円未満	4,945 51.6%	3,538 45.2%	4,006 46.7%	5,092 46.4%	5,526 47.4%	6,230 48.1%
30万円未満	1,116 11.6%	1,002 12.8%	1,021 11.9%	1,189 10.8%	1,124 9.7%	1,347 10.4%
35万円未満	231 2.4%	286 3.7%	344 4.0%	381 3.5%	379 3.3%	425 3.3%
40万円未満	135 1.4%	127 1.6%	114 1.3%	158 1.4%	183 1.6%	236 1.8%
45万円未満	59 0.6%	69 0.9%	71 0.8%	76 0.7%	86 0.7%	88 0.7%
50万円未満	20 0.2%	23 0.3%	32 0.4%	34 0.3%	33 0.3%	48 0.4%
50万円以上	74 0.8%	50 0.6%	85 1.0%	79 0.7%	53 0.5%	98 0.8%
不明	307 3.2%	202 2.6%	272 3.2%	364 3.3%	337 2.9%	324 2.5%
合計	9,584 100.0%	7,831 100.0%	8,586 100.0%	10,969 100.0%	11,647 100.0%	12,958 100.0%

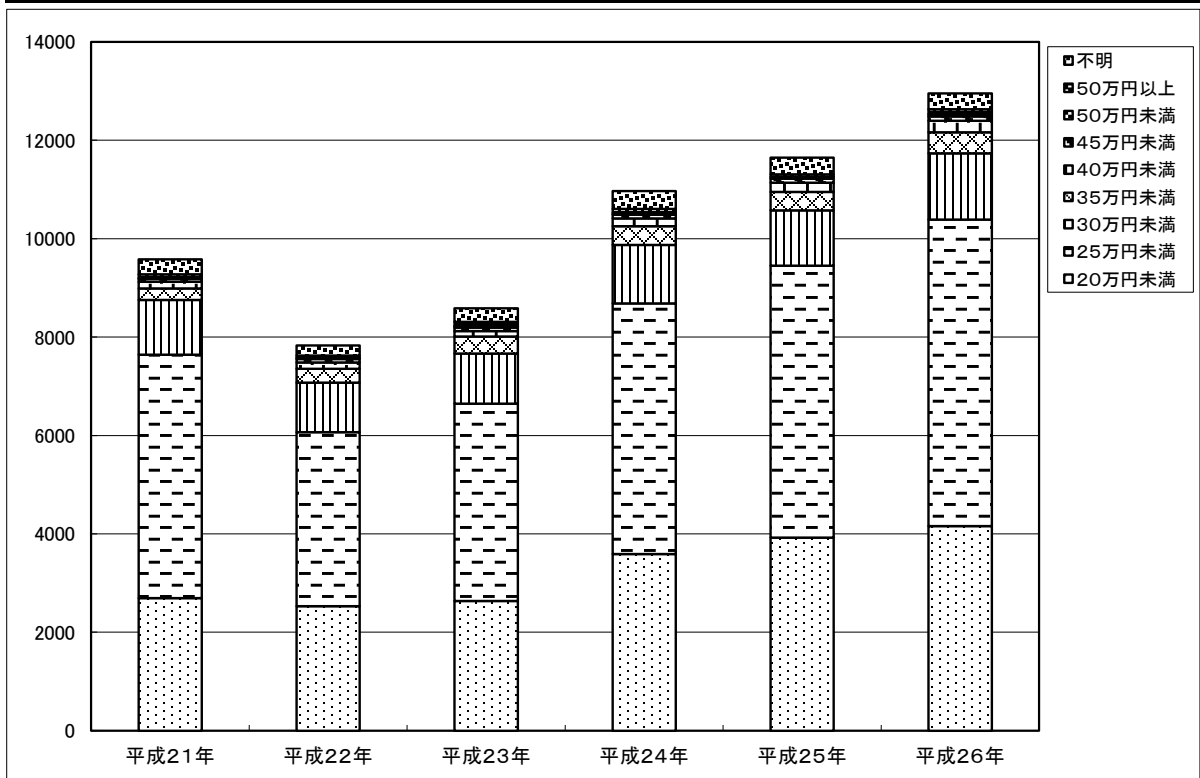


表 9 及び図 8 就職先企業等の資本金別許可人員

(単位 人)

	~5百万	5百万超 ~1千万	千万超 ~3千万	3千万超 ~5千万	5千万超 ~1億	1億超 ~3億	3億超 ~5億	5億超 ~10億	10億超 ~	その他・ 不明	合計
平成23年	1,573	1,811	885	564	744	241	194	186	1,498	890	8,586
平成24年	2,186	2,130	1,116	707	923	316	283	204	2,093	1,011	10,969
平成25年	2,145	2,115	1,255	740	933	337	336	254	2,426	1,106	11,647
平成26年	2,218	2,427	1,383	967	1,200	397	375	265	2,437	1,289	12,958
	6,995										

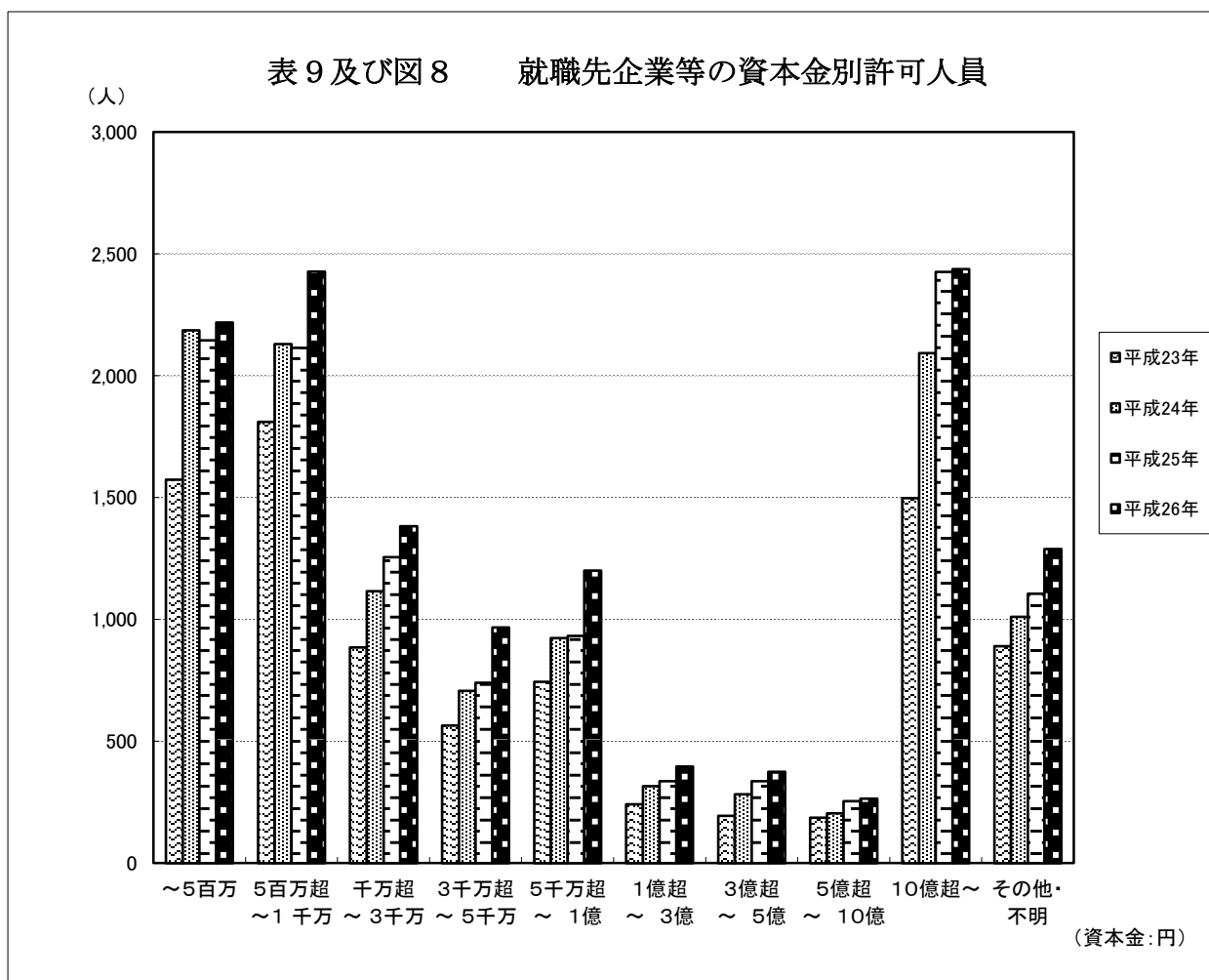


図9 就職先企業等の従業員数別許可人員の構成比

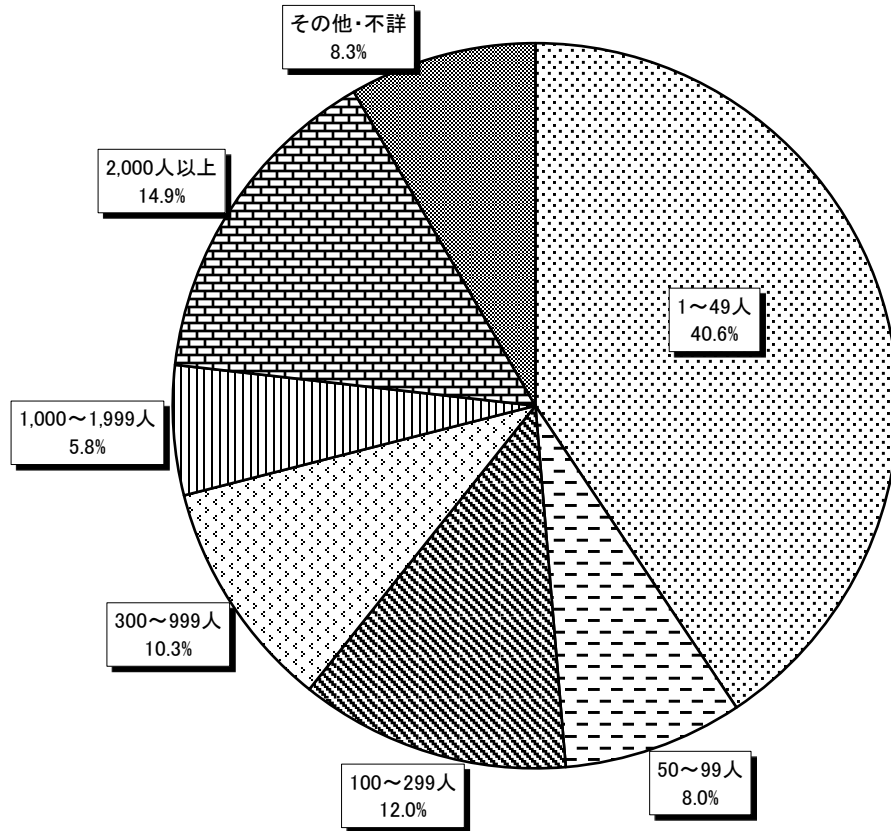


図10 就職先企業等の従業員数別許可人員の推移

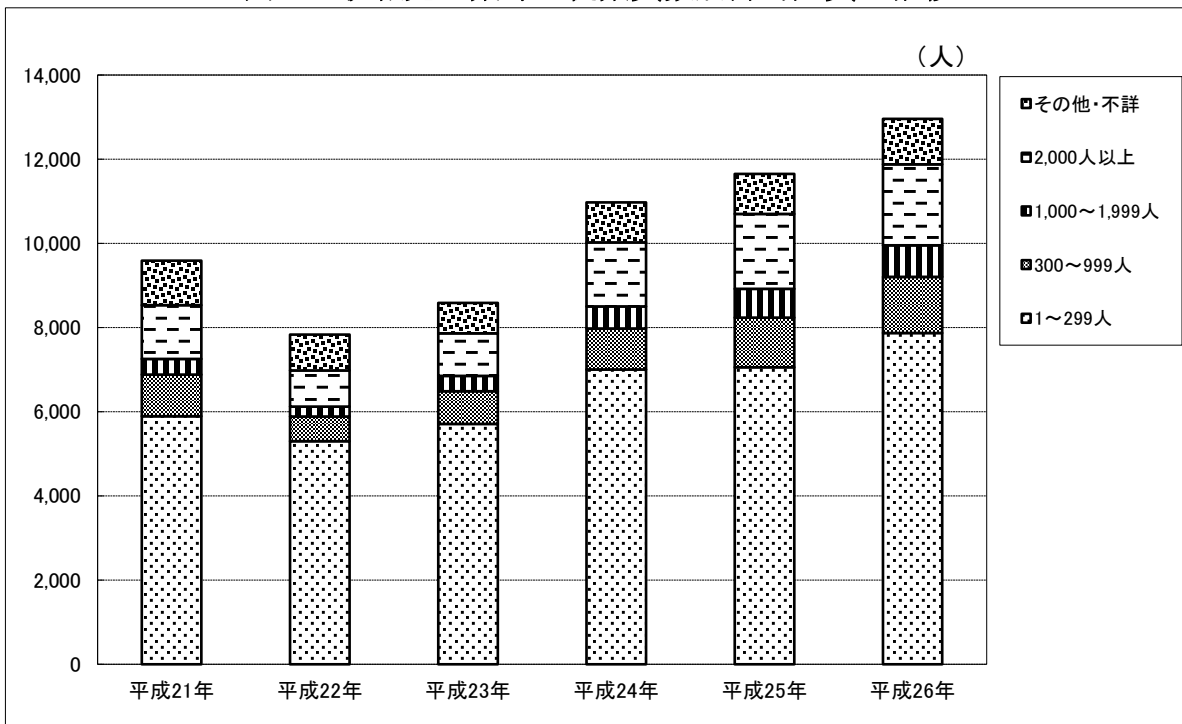


表10 最終学歴別許可人員

(単位 人)

最終学歴	大学	大学院		短期大学	専修学校	その他	合計
		修士	博士				
許可人員	5,872	3,518	965	266	2,130	207	12,958
構成比	45.3%	34.6%		2.1%	16.4%	1.6%	100.0%

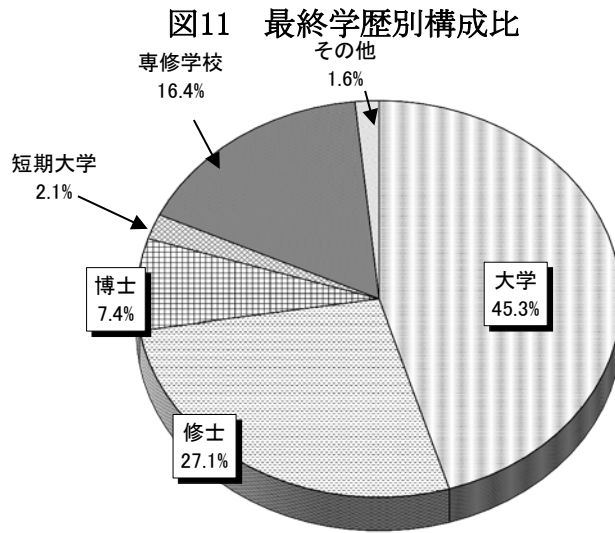
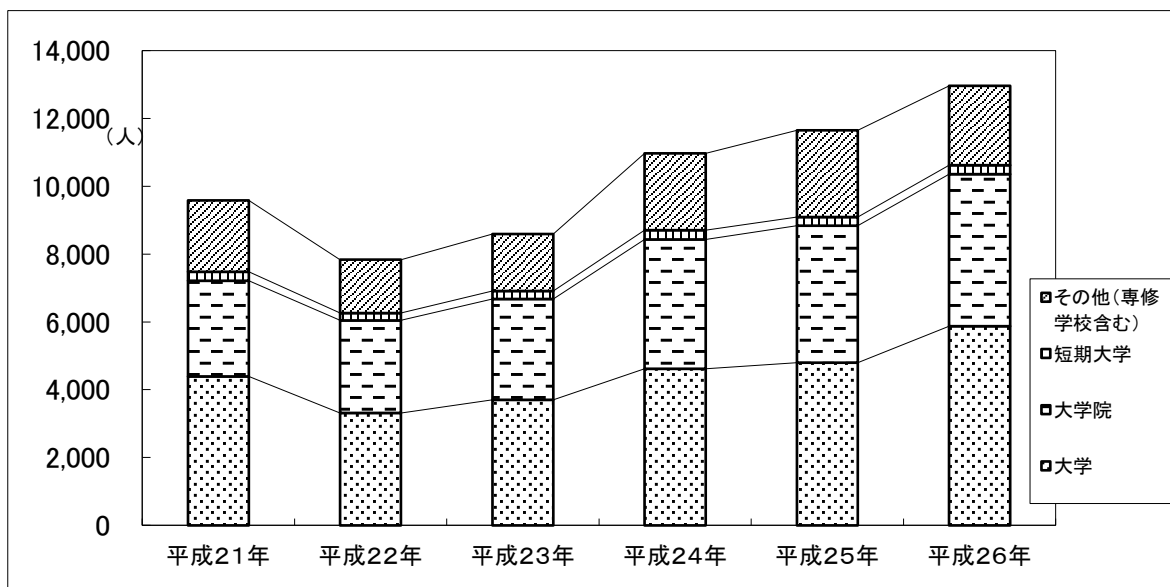


図12 最終学歴別許可人員の推移

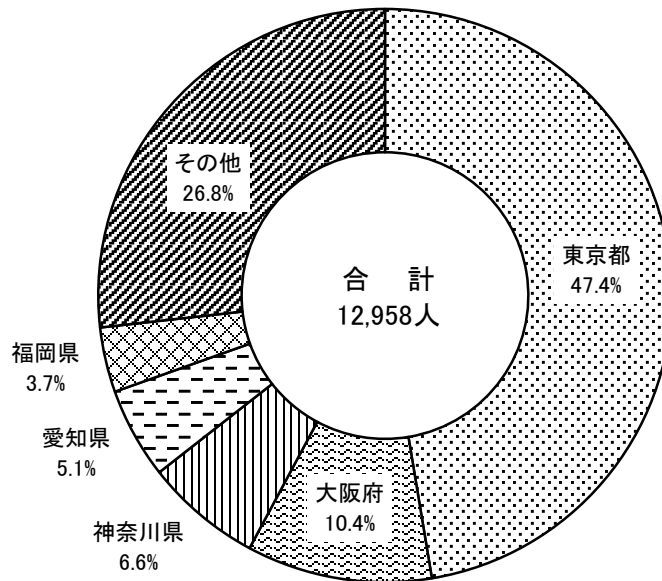


(単位 人)

都道府県	許可人員						
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	構成比
北海道	95	90	127	104	136	160	1.2%
宮城県	76	74	54	46	96	122	0.9%
福島県	15	24	15	14	18	30	0.2%
山形県	4	17	12	7	9	11	0.1%
秋田県	4	7	3	7	5	9	0.1%
岩手県	6	6	9	8	17	7	0.1%
青森県	5	6	8	11	8	4	0.0%
東北・北海道計	205	224	228	197	289	343	2.6%
東京都	5,050	3,851	4,088	5,254	5,359	6,140	47.4%
神奈川県	626	474	488	596	759	854	6.6%
埼玉県	320	282	282	454	447	471	3.6%
千葉県	246	230	280	312	393	304	2.3%
茨城県	111	125	133	137	162	155	1.2%
群馬県	65	62	72	117	225	105	0.8%
栃木県	46	50	65	106	87	73	0.6%
関東計	6,464	5,074	5,408	6,976	7,432	8,102	62.5%
愛知県	518	371	450	667	622	665	5.1%
静岡県	97	113	165	188	190	183	1.4%
岐阜県	45	48	67	111	76	88	0.7%
長野県	63	37	36	72	46	63	0.5%
新潟県	38	42	42	62	61	61	0.5%
石川県	36	37	25	41	54	39	0.3%
富山県	14	21	18	43	32	38	0.3%
山梨県	51	49	71	47	47	35	0.3%
福井県	15	21	12	26	27	17	0.1%
中部計	877	739	886	1,257	1,155	1,189	9.2%

都道府県	許可人員						
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	構成比
大阪府	855	694	832	970	1,084	1,354	10.4%
京都府	117	161	187	238	289	377	2.9%
兵庫県	215	189	211	234	245	301	2.3%
三重県	68	46	57	100	98	77	0.6%
滋賀県	15	21	30	40	35	45	0.3%
奈良県	23	30	19	33	26	30	0.2%
和歌山県	10	14	19	15	15	26	0.2%
近畿計	1,303	1,155	1,355	1,630	1,792	2,210	17.1%
広島県	110	65	77	95	118	149	1.1%
岡山県	74	59	68	92	116	69	0.5%
香川県	19	10	19	29	29	34	0.3%
愛媛県	16	4	11	19	24	31	0.2%
山口県	35	29	21	22	24	16	0.1%
徳島県	7	8	5	5	12	14	0.1%
島根県	2	5	3	4	3	9	0.1%
高知県	1	3	0	5	9	6	0.0%
鳥取県	4	9	9	11	15	4	0.0%
中国・四国計	268	192	213	282	350	332	2.6%
福岡県	279	274	293	404	402	475	3.7%
大分県	55	52	38	46	40	64	0.5%
沖縄県	39	28	28	46	40	62	0.5%
熊本県	43	34	43	44	52	54	0.4%
長崎県	25	20	17	38	42	51	0.4%
鹿児島県	9	17	24	13	12	34	0.3%
佐賀県	13	13	9	9	13	11	0.1%
宮崎県	4	9	5	6	6	10	0.1%
九州計	467	447	457	606	607	761	5.9%
不明	0	0	39	21	22	21	0.2%
合計	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958	100%

図13 就職先企業等の所在地別構成比(平成26年)



「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成20年3月
法務省入国管理局
(平成27年3月改訂)

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、法務省令において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、以下のとおり、同在留資格の下で行うことができる業務として、典型的なものの事例を公表します。

「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例

1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動

当該在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されており，2以下に典型的な事例を挙げていますが，前提として，学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければいけません。

2 典型的な事例

- 本国において工学を専攻して大学を卒業し，ゲームメーカーでオンラインゲームの開発及びサポート業務等に従事した後，本邦のグループ企業のゲーム事業部門を担う法人との契約に基づき，月額約25万円の報酬を受けて，同社の次期オンラインゲームの開発案件に関するシステムの設計，総合試験及び検査等の業務に従事するもの。
- 本国において工学を専攻して大学を卒業し，ソフトウェア会社に勤務した後，本邦のソフトウェア会社との契約に基づき，月額約35万円の報酬を受けて，ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの。
- 本国において電気通信工学を専攻して大学を卒業し，同国にある日本の電気通信設備工事業を行う会社の子会社に雇用された後，本邦にある親会社との契約に基づき，月額約24万円の報酬を受けて，コンピュータ・プログラマーとして，開発に係るソフトウェアについて顧客との使用の調整及び仕様書の作成等の業務に従事するもの。
- 本国において機械工学を専攻して大学を卒業し，自動車メーカーで製品開発・

テスト、社員指導等の業務に従事した後、本邦のコンサルティング・人材派遣等会社との契約に基づき、月額約170万円の報酬を受けて、本邦の外資系自動車メーカーに派遣されて技術開発等に係るプロジェクトマネージャーとしての業務に従事するもの。

- 本国において工学、情報処理等を専攻して大学を卒業し、証券会社等においてリスク管理業務、金利派生商品のリサーチ部門等に所属してシステム開発に従事した後、本邦の外資系証券会社との契約に基づき、月額約83万円の報酬を受けて、取引レポート、損益データベース等の構築に係る業務に従事するもの。
- 建築工学を専攻して本邦の大学を卒業し、本邦の建設会社との契約に基づき、月額約40万円の報酬を受けて、建設技術の基礎及び応用研究、国内外の建設事情調査等の業務に従事するもの。
- 社会基盤工学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、同大学の生産技術研究所に勤務した後、本邦の土木・建設コンサルタント会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、土木及び建築における研究開発・解析・構造設計に係る業務に従事するもの。
- 本国において電気力学、工学等を専攻して大学を卒業し、輸送用機械器具製造会社に勤務した後、本邦の航空機整備会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、CAD及びCAEのシステム解析、テクニカルサポート及び開発業務に従事するもの。
- 電子情報学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、本邦の電気通信事業会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の研究所において情報セキュリティプロジェクトに関する業務に従事するもの。
- 本国の大学を卒業した後、本邦の語学学校との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、語学教師としての業務に従事するもの。
- 経営学を専攻して本国の大学院修士課程を修了し本国の海運会社において、外航船の用船・運航業務に約4年間従事した後、本邦の海運会社との契約に基づき、月額約100万円の報酬を受けて、外国船舶の用船・運航業務のほか、社員の教育指導を行うなどの業務に従事するもの。
- 本国において会計学を専攻して大学を卒業し、本邦のコンピュータ関連・情報処理会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの。
- 国際関係学を専攻して本邦の大学院を修了し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、語学を生かして空港旅客業務及び乗り入れ外国航空会社との交渉・提携業務等の業務に従事するもの。
- 本国において経営学を専攻して大学を卒業し、経営コンサルタント等に従事した後、本邦のIT関連企業との契約に基づき、月額約45万円の報酬を受けて、本国のIT関連企業との業務取引等におけるコンサルタント業務に従事するもの。
- 本国において経営学を専攻して大学を卒業した後、本邦の食料品・雑貨等輸入・販売会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、本国との取引業務における通訳・翻訳業務に従事するもの。

- 本国において経済学，国際関係学を専攻して大学を卒業し，本邦の自動車メーカーとの契約に基づき，月額約20万円の報酬を受けて，本国と日本との間のマーケティング支援業務として，市場，ユーザー，自動車輸入動向の調査実施及び自動車の販売管理・需給管理，現地販売店との連携強化等に係る業務に従事するもの。
- 経営学を専攻して本邦の大学を卒業し，本邦の航空会社との契約に基づき，月額約25万円の報酬を受けて，国際線の客室乗務員として，緊急事態対応・保安業務のほか，乗客に対する母国語，英語，日本語を使用した通訳・案内等を行い，社員研修等において語学指導などの業務に従事するもの。

就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q & A）

平成28年3月
法務省入国管理局

就労資格の在留諸申請に関連して主に事業者の方々からお問い合わせの多い事項について、提出書類や疎明方法等に関するものを中心に以下のとおりまとめましたので、外国人を雇用するに当たっての手続き等の際に参考としてください。

なお、以下に掲載した事項に関して、又は以下の事項以外にご質問等がある場合には、外国人在留総合インフォメーションセンター（※）へお問い合わせください。

（※）TEL 0570-013904

（IP電話・PHS・海外からの場合：03-5796-7112）

【外国人を雇用するに当たっての全般的事項】

Q1：日本に在留している外国人を雇用するに当たって、気を付けるべき点は何ですか。

A1：（1）まずは在留カード等によって、外国人の方の在留資格や在留期限及び就労制限の有無を確認してください。

（2）「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格をお持ちの方は、入管法上、就労（職種）に制限はありません。

（3）就労資格（※）をお持ちの方は、職務内容がその在留資格に該当するものであれば就労が可能です。（職務内容が在留資格に該当するか否かの確認方法については、Q3をご参照ください。）

（※）具体的には以下の在留資格が該当します。なお、在留資格「特定活動」の場合は個々に就労の可否が異なりますので、別途、法務大臣が個々に指定した活動等が記載された「指定書」によって就労の可否を確認してください。

【就労資格】

「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」「技能実習」

（4）「留学」や「家族滞在」の在留資格をお持ちの方で、「資格活動許可」を取得している場合は、同許可の範囲内で就労させることができます。資格外活動許可の有無は、在留カードの裏面の「資格外活

動許可欄」で確認できます。

(※) 通常は、次のような制限のある許可となります。

- ① 原則として1週について28時間を超えて働くことはできません。
この際、どの曜日から1週を起算した場合でも常に1週について28時間以内である必要があります。
なお、「留学」の在留資格で在留する場合には、在籍する教育機関の長期休業期間中は1日8時間まで働くことができます。
- ② 風俗営業が営まれている営業所において行う活動等は認められません。
- ③ 「留学」の在留資格で在留する場合は、学校に在籍している期間に限られます。

Q 2 : 新しく外国人を採用したいのですが、入国管理局に対してどのような手続が必要でしょうか。

A 2 : (1) 国外から外国人を呼び寄せる場合は「在留資格認定証明書交付申請」が必要となります。在留資格認定証明書交付申請は、外国人本人が行うか、外国人を受け入れようとする機関の職員が代理で行うことが可能です。代理申請された方が在留資格認定証明書の交付を受けた場合は、これを外国人本人に送付し、同人が在外日本大使館や領事館での査証（ビザ）申請の際に、また、我が国の空港等における上陸審査の際にこの証明書を提出することで、それぞれの審査がスムーズになります。

また、既に国内に在留している外国人で就労資格を持っていない方（例えば留学生など）を採用する場合は「在留資格変更許可申請」が必要となります。在留資格変更許可申請は、外国人本人が行うか、地方入国管理局長から申請取次の承認を受け、かつ、外国人本人から依頼を受けた所属機関の職員が申請を取り次いで行うことが可能です。

★在留資格認定証明書交付申請：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

★在留資格変更許可申請：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

(2) また、既に就労資格を持っている方を採用する場合で、採用後もその方がお持ちの在留資格に該当する活動を引き続いて行うときには「在留資格変更許可申請」は不要（※1）ですが、別途、外国人本人による「契約機関に関する届出」又は「活動機関に関する届出」が必要です（どちらが必要かはその方の在留資格によって異なります）

す。)

なお、採用後の業務内容が、その方がお持ちの在留資格に該当する活動か否かの確認方法については、Q3をご参照ください。

(※1) ただし、同人の在留期間の満了日が間近な場合には「在留期間更新許可申請」が必要です。

★契約機関に関する届出：

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00015.html

★活動機関に関する届出：

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html

★在留期間更新許可申請：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html>

(3) 加えて、外国人(※2)を雇用した場合、事業主は「中長期在留者の受入れに関する届出」を提出するよう努めることとされています。

(※2) 就労資格(芸術、宗教、報道、技能実習を除く。)を有する外国人が対象です。

★中長期在留者の受入れに関する届出：

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00017.html

Q3： 就労資格(「技術・人文知識・国際業務」等)で在留している人を採用したいのですが、採用後に従事させたい業務がその人の在留資格で行える業務なのかは、どうやって確認すればよいですか。

A3： 外国人の方が住居地を管轄する地方入国管理官署に「就労資格証明書」の交付申請を行うことにより、採用後に従事させる業務がその方の在留資格で行うことのできる活動に該当するか確認することができます。

★就労資格証明書交付申請：

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-9.html>

Q4： 外国人の雇用を終了したときに会社が入管に対してしなくてはならない手続きはありますか。

A4： 外国人(※1)の雇用を終了した場合、事業者は「中長期在留者の受入れに関する届出」を提出するよう努めることとされています。

(※1) 就労資格(芸術、宗教、報道、技能実習を除く。)を有する外国人が対象です。

★中長期在留者の受入れに関する届出：

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00017.html

【申請方法等に関する事項】

Q 5 : 在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請について、外国人を雇用する機関の職員が行うことができますか。

A 5 : (1) 「在留資格認定証明書交付申請」については、申請人を受け入れようとする機関の職員が代理人として申請を行うことが可能です。
(2) 一方、「在留資格変更許可申請」の場合は、地方入国管理局長から申請取次の承認を受け、かつ、申請人から依頼を受けている場合に限り、申請人を雇用する機関の職員が申請を取り次いで行うことが可能です。

Q 6 : 外国人を雇用する機関の職員が在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請をする場合、申請先はどこになりますか。

A 6 : 当該機関の所在地を管轄する地方入国管理官署で申請を行ってください。なお、郵送での申請は受け付けていませんので、各官署にお越しいただく必要があります。

Q 7 : 申請してからどのくらいで審査結果が出ますか。

A 7 : 「在留資格認定証明書交付申請」については1か月から3か月、「在留資格変更許可申請」については2週間から1か月を標準処理期間としています。

Q 8 : 在留期間が3月、1年、3年、5年などとありますが、この期間の付与はどのような基準で決定されるのですか。

A 8 : 就労予定期間、当該外国人の方の活動実績及び公的義務の履行状況、契約機関の事業規模・事業実績等を総合的に判断して決定されます。

Q 9 : 在留資格認定証明書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

A 9 : 在留資格認定証明書を紛失した場合に同一の証明書を再発行することはできません。再度、在留資格認定証明書交付申請を行ってください。

【提出書類に関する事項】

Q 10 : 入国管理局に申請する際の提出資料として、雇用する機関の側で何を用意したらよいのでしょうか。

A 10 : それぞれ以下のウェブサイトから、申請する在留資格に応じて必要書類を確認してください。

「在留資格認定証明書交付申請」の場合 :

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html

「在留資格変更許可申請」の場合：

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html

Q 1 1 : 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」が必要とのことですが、なぜ提出が必要なのですか。

A 1 1 : 所属機関をその規模に応じて4種類のカテゴリー（※）に分類しており、その分類の際に必要なためです。どのカテゴリーに該当するかにより、その他に提出が必要となる資料が異なり、所属機関の規模が大きい場合、提出資料は簡略化されます。

（※）所属機関のカテゴリー分けは以下のとおりです。

カテゴリー1：(1) 日本の証券取引所に上場している企業(2) 保険業を営む相互会社(3) 日本又は外国の国・地方公共団体(4) 独立行政法人(5) 特殊法人・認可法人(6) 日本の国・地方公共団体の公益法人(7) 法人税法別表第1に掲げる公共法人

カテゴリー2：前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人

カテゴリー3：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）

カテゴリー4：カテゴリー1～3のいずれにも該当しない団体・個人

Q 1 2 : 国内の大学に在籍している留学生を採用したいのですが、卒業見込みの時点で在留資格変更許可申請はできますか。

A 1 2 : 卒業見込証明書の提出があれば、申請を受け付けることとしています。なお、在留資格変更許可は、卒業証明書を地方入国管理官署に提出していただいた後となりますのでご注意ください。

Q 1 3 : 自社に所属する申請人から在職証明書の発行を依頼されたのですが、どのような内容が盛り込まれている必要がありますか。

A 1 3 : 在職証明書について決まった様式はありませんが、以下のような事項が記載され、社判が押印されたものをご用意ください。なお、証明者の所属企業名、所在地、職名・氏名（押印）を末尾に記載してください。

①申請人の氏名、国籍、生年月日、性別

②所属部署

③入社年月日

④職務上の地位，給与額

⑤職務の内容

Q 1 4 : 雇用契約書を提出する場合，どのような内容が盛り込まれている必要がありますか。

A 1 4 : 外国人を雇用する場合も，日本人と同様に労働関係法令が適用されますので，労働基準法等に則り，労働条件を明示すること等が必要です。

Q 1 5 : 現在就労資格を有していない外国人を採用する場合，どのような雇用契約書を作成して提出すればよいですか。

A 1 5 : 一般的には，就労資格の取得を条件として雇用契約が効力を有することとする停止条件付き雇用契約を締結し，当該雇用契約書を作成することが考えられます。

Q 1 6 : 在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請において，雇用予定者との雇用契約書が作成されていない段階で申請はできませんか（入国管理局から許可が出た後，正式に雇用契約書を作成する予定です）。

A 1 6 : 雇用契約書は必ずしも作成されている必要はありませんが，申請に当たっては，雇用予定者の業務内容，給与，雇用予定期間等の労働条件が明示された書類（労働条件明示書等）の提出が必要となります。

Q 1 7 : 在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請において，雇用主側が採用の理由を記載した「雇用理由書」等の書類を提出する必要がありますか。

A 1 7 : 「雇用理由書」は法令で提出を求めている書類ではありませんが，審査のために従事しようとする業務の内容についてより具体的に確認が必要と判断した場合には，雇用理由や職務内容の詳細な説明文等の追加提出を求める場合があります。

Q 1 8 : 外国人の在留期間更新許可申請の必要書類として，「住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）」が必要とあります。しかし，昨年新規採用した社員は昨年1月1日現在日本に住居地を有しておらず証明書の発給を受けられないとのことなのですが，本人が申請するに当たりどのような書類があればよいですか。

A 1 8 : 上記のような相談があった場合は、同人に対して会社から交付済みの昨年分給与所得の源泉徴収票又は毎月の給料明細等を申請の際に提出するように案内してください。

Q 1 9 : 自社で採用した後、派遣社員として他社で勤務してもらう場合、派遣先の会社資料も必要になりますか。

A 1 9 : 派遣先で従事しようとする活動の内容によって在留資格の該当性を判断しますので、派遣先企業の概要や派遣契約の内容が分かる資料を提出していただく場合があります。

【申請書の記載方法に関する事項】

(注) Q 2 0～Q 2 3については、特に申請の多い「技術・人文知識・国際業務」についての在留資格認定証明書交付申請書及び在留資格変更許可申請書を念頭に置いた設問となっています。

Q 2 0 : 在留資格変更許可申請書の「申請人等作成用 2」及び「所属機関作成用 1, 2」の上部に（変更申請の場合のみ）と記載されているのですが、在留期間更新許可申請の場合は「申請人等作成用 1」の 1 枚のみを提出するのですか。

A 2 0 : 申請書は 4 枚とも記載し、提出する必要があります。

※（変更申請の場合のみ）の記載の意味について

当該記載は、「高度専門職（2号）」に係る注意書きです。同資格については在留期間の定めがないために更新申請が予定されないことから、このように記載しています。

Q 2 1 : 当社で雇用した後、派遣社員として派遣先会社で活動してもらう予定です。在留資格認定証明書交付申請書の「申請人等作成用 2」の「2 1 勤務先」には派遣元会社か派遣先会社のどちらを記載すればよいのですか。

A 2 1 : 申請人と雇用契約を結んだ派遣元会社を記載して下さい。

Q 2 2 : 各申請書の「所属機関等作成用 1」の「3 就労予定期間」について、特に期間を定めていない場合、どのように記載すればよいのですか。

A 2 2 : 「定めなし」や「定年まで」等と記載するようにし、空欄にはしないで下さい。

Q 2 3 : 在留資格変更許可申請書の「申請人等作成用 1」の「13 希望する在留期間」の期間と「所属機関等作成用 1」の「3 就労予定期間」は一致する必要がありますか。

A 2 3 : 両者の記載内容が一致する必要はありません。就労予定期間については、各機関の実態に即した内容を記載して下さい。

【その他の事項】

Q 2 4 : 国内の短期大学を卒業した外国人を翻訳・通訳業務で採用したいのですが、「技術・人文知識・国際業務」の基準である「大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けた者」に該当しますか。

A 2 4 : 国内の短期大学を卒業した方は、「技術・人文知識・国際業務」の上陸基準にある「大学を卒業し」た者に該当します。

Q 2 5 : 日本の専門学校にあたる外国の教育機関を卒業した人は、「技術・人文知識・国際業務」の基準に適合しますか。

A 2 5 : 本邦の専修学校の専門課程の教育を受け、「専門士」若しくは「高度専門士」の称号を付与された方は「技術・人文知識・国際業務」の上陸基準に適合しますが、日本の専門学校にあたる外国の教育機関を卒業した方はこれに適合しません。

Q 2 6 : 留学生を採用後、レストラン等の店舗において接客、棚卸しなどの O J T をした後、本社業務へ配属予定です。「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行ってもらう予定ですが、採用後、1年間の O J T を行うこととしても差し支えないでしょうか。

A 2 6 : 採用当初の O J T については、一般的には、業務習熟のために必要な研修として認められることとなります。他方で、O J T の期間が、採用当初に留まるようなものではなく、当該外国人の在留期間の大半を占めるような場合には、在留資格に該当する活動を行っていないこととなるため、認められません。

なお、個別の事案についてはお近くの地方入国管理官署にご相談ください。

高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度人材と認定されれば
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



裏面の
ポイント
計算表で
チェック!

高度人材が行う3つの活動類型

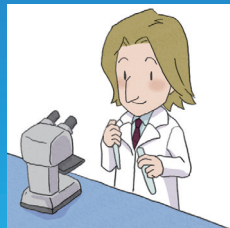
✓ 高度学術研究活動 「高度専門職1号(イ)」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



✓ 高度専門・技術活動 「高度専門職1号(ロ)」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



✓ 高度経営・管理活動 「高度専門職1号(ハ)」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動



高度人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職1号の場合

- ①複合的な在留活動の許容
- ②「5年」の在留期間の付与
- ③在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④配偶者の就労
- ⑤親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑥家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑦入国・在留手続の優先処理

高度専門職2号の場合

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
 - b. 在留期間が無期限となる
 - c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる
- ※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。



《ポイント計算表》

高度学術研究分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ～ 10
	～29歳	15
年 齢	～34歳	10
	～39歳	5
	～29歳	15
ボーナス① (研究実績)	詳細は③参照	25
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者(注3)	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
	10年～	20
	7年～	15
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照。	40 ～ 10
	～29歳	15
	～34歳	10
年 齢	～39歳	5
	～29歳	15
	～34歳	10
ボーナス① (研究実績)	詳細は③参照	15
ボーナス②	職務に関連する日本の国家資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス③	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス④	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス⑤	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑥	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑦	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 事業の経営又は管理に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス① (地位)	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

(注1) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
 (注2) 例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点
 (注3) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

①最低年収基準
 高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要。

②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績			
研究実績※		高度学術研究分野	高度専門・技術分野
		特許の発明 1件～	20
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15	
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15	
上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断。	20	15	

※ 高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点